

憲法の平和主義破壊を許さず、集団的自衛権行使容認を阻止する決議

1 安倍政権は、集団的自衛権行使を解釈改憲で容認し、海外での武力行使に道を踏み出そうとしている。「一人も殺さず、一人も殺されず」という平和主義の理念が抹殺され、「殺し、殺される」国家への大転換である。限定承認、明文改憲、解釈改憲いかなるものであろうと、集団的自衛権行使の容認は、断じて許されるものではない。自由法曹団は、戦後、最大の平和憲法破壊の危機的状況に対し、全力をあげて集団的自衛権の行使容認に対し、これを阻止することを表明する。

2 大日本帝国は、侵略戦争によって、2000万人のアジア庶民の命を奪い、310万人の日本人を犠牲にした。ポツダム宣言により、「軍国主義の除去・軍隊の完全な武装解除」を受け入れ、侵略戦争の猛省のもとに、二度と戦争をしない不戦の誓いをもって平和憲法を制定した。憲法9条の平和主義は、多大な人命の犠牲に対する真摯な反省と将来への平和国家建設をうたいあげたものである。憲法9条2項は、「陸海空軍、これを保持しない。交戦権は認めない。」と国家の自衛権を放棄した。吉田茂首相は、「第9条2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、交戦権も放棄したものであります。」と衆議院帝国憲法改正本会議において答弁した。

しかし、朝鮮戦争の勃発と東西冷戦構造の進展の中で、警察予備隊が作られ自衛隊が創設された。自民党政権と内閣法制局は、憲法9条の解釈の転換を図り、必要最小限度の自衛権「専守防衛論」を確立していった。この専守防衛論は、自衛隊の存在は認める半面、海外での武力行使を禁止した。歴代の政府解釈は、我が国が行使できる自衛権は、自国への急迫不正の侵害があった場合に防衛する個別的自衛権行使に限定され、集団的自衛権はわが国を防衛する為の必要最小限度の範囲を超えるものであり、憲法9条のもとで許されないという立場を堅持してきた。その結果、アフガン戦争、イラク戦争でも、武力行使を行わないという制約のもとで、自衛隊は「一人も殺さず、一人も殺されない」ものとなった。

安倍政権は、戦後67年にわたる平和憲法の理念を投げすて、海外での武力行使を認める道に踏み出そうとしている。

3 国連憲章第51条において初めて認められた集団的自衛権は、アメリカが提案し、旧ソ連がこれに賛成し規定されたものである。集団的自衛権は、ある国が武力行使を受けた場合に、その国と密接な関係にある国が攻撃された国を援助して共同の攻撃を行うことができるというものであり、「自衛」とは異質である。海外の実例では、アメリカによるベトナム戦争（1965年）は、南ベトナムに対する抵抗を北ベトナムによる「武力攻撃」とみなし、北ベトナムへの爆撃を集団的自衛権の行使として開始した。旧ソ連も、ハンガリー（1956年）、チェコスロバキア（1968年）、アフガニスタン（1979年）に侵攻した。同盟国の相手方政府からの要請による集団的自衛権の行使であった。アフガニスタン・対テロ戦争（2001年）では、NATO諸国は集団的自衛権の行使で参戦した。これらの実態は、いずれも、大国による覇権を求める戦争であった。

4 安倍首相は、戦後レジームからの脱却を唱え、「積極的平和主義」を掲げることで、戦後の民主主義と平和主義を破壊しようとしている。自民党改憲草案の明文改憲の内容として、国防軍の創設による平和主義の破壊、「公益及び公の秩序」による基本的人権の制限、天皇元首制の確立などがある。秘密保護法の制定と国家安全保障会議（NSC）の創設、国家安全保障戦略（NSS）・新防衛大綱・中期防衛整備計画、武器輸出3原則の撤廃など、平和主義破壊は既に始まっている。さらに、安倍首相は、集団的自衛権行使容認による海外での武力行使容認、専守防衛論の完全否定、自衛隊の海外派兵容認、明文改憲による国防軍の創設等を狙っている。

5 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）による報告書が5月15日、発表された。安保法制懇自体、安倍首相の私的懇談会に過ぎず、いかなる客観性も中立性もない。「見識ある有識者」とみなして報道するマスコミ報道は間違いである。

報告書では、集団的自衛権の名による日米同盟軍と集団安全保障の名による多国籍軍の両面で、自衛隊の海外派兵の道筋を示した。「専守防衛」の制約を取り払うことで、自衛隊が海外で軍事的展開をする道筋を示した。集団的自衛権行使については、6条件を附して、具体事例集を示した。安倍政権は、「基本的な方向性」を与党に示し、与党内協議を経て、秋の臨時国会前までに「閣議決定」を行うとしている。

政府の解釈改憲によって集団的自衛権行使を容認することは、「限定容認論」であっても、憲法9条は不戦の誓いを示し自衛権を放棄したという立場では当然に容認できないことはもちろん、専守防衛論の立場からも到底容認できないものである。長い年月をかけて確定した政府見解を、一内閣が恣意的に変更することは許されるものではない。「限定承認論」は、「アリの一穴」であり、とめどもない日米軍事行動に道を開き、日本を世界で戦争する国家に変質させることになる。

6 自由法曹団は、戦後一貫して、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」（憲法前文）した平和憲法に立脚して活動してきた。しかし、今、「戦争の惨禍」に道を開く危機的状況にある。歴史の転換点に立ち、自由法曹団は、平和憲法を破壊する安倍政権の策動を阻止するために全力をつくすことを、ここに決議する。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会